

別紙 1

都市計画公園・都市公園・保全地区について

1. 都市計画公園とは

「都市計画公園」は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、道路や河川、下水道等と並びに都市施設として計画的に配置・整備される公園で、都市計画法に基づき公園として都市計画決定された施設

①十和田市の都市計画公園

No.	種 別	公 園 名	用途地域		位 置	計 画 決 定	
			内	外		最終面積 (ha)	当初面積 (ha)
1	街区公園	太素公園	○		十和田市東三番町	0.80	0.80
2		八甲公園	○		十和田市西二番町	1.31	1.31
3		小稲公園	○		十和田市穂並町	0.07	0.07
4		瀬戸山公園	○		十和田市東三番町	0.15	0.15
5		東小稲公園	○		十和田市穂並町	0.24	0.24
6		西金崎公園	○		十和田市西二十二番町	0.24	0.24
7		大門公園	○		十和田市東一番町	0.20	0.20
8		元町公園		○	十和田市大字三本木字北平	0.20	0.20
9		三本木公園	○		十和田市西三番町	0.18	0.18
10		栄森公園		○	十和田市大字洞内字後野	0.16	0.16
11		あけぼの公園	○		十和田市東十五番町	0.30	0.30
12		北里公園	○		十和田市東二十三番町	0.21	0.21
13		ひがしの公園	○		十和田市ひがしの二丁目	0.27	0.27
14		前谷地公園	○		十和田市東二十一番町	0.28	0.28
15	近隣公園	三木野公園	○		十和田市東二十三番町	2.04	2.04
16		若葉公園	○		十和田市西二十二番町	3.10	3.10
17	総合公園	中央公園	○		十和田市西三番町 他	10.27	10.27
18	運動公園	高森山総合運動公園		○	十和田市大字深持 他	169.50	223.40
19	墓園(特殊公園)	三本木霊園		○	十和田市東十三番町	4.68	4.95

2. 都市公園とは

人々に親しまれてきた広場や緑地等を、自治体が定める「都市計画条例」で適正に管理している公園等。

① 都市計画公園のうち公園として整備されているもの

② 都市計画公園でなくとも都市計画区域内に設置され、公園等として整備されているもの

※都市公園には、大きく分けて「住区基幹公園【街区・近隣公園など】」「都市基幹公園【総合・運動公園など】」「大規模公園」「国営公園」「緩衝緑地等【特殊公園(墓園等)・都市緑地など】」がある。

3. 保全地区とは

十和田市緑と花のまちづくり推進条例により、良好な自然環境及び美観風致上緑を保全する地区として、十和田市緑化審議会の答申を受け、保全地区として指定している。【全18地区】

※上記により、「都市計画公園」は「都市公園」の公園施設となっており、保全地区については、都市公園の中でいう「都市緑地」の位置付けにもなっている。※逆説→みどりや樹木を保全する地区として指定しており、都市公園とは意味合いが異なる地区である。